令和６年度 教育・保育給付認定申請書（現況届） 兼 保育施設等利用申込についての承諾書

○認定申請・利用申し込みについて

■	**書類の不備は受付ができません**ので、期限までに必ず準備し提出してください。また、**保護者以外の方が提出する場合には委任状が必要**となります。 **申請内容に虚偽の記載があった場合**には、**認定・利用承諾の取り消しや入所取り消し**となります。
■	申込は**篠栗町に住民票を有するお子さんが対象**です。篠栗町に住民票がない場合、申込は出来ません。 また、申込時に住民票があっても他市町村に住民票が移った時点でその申請は無効となります。
■	保育の必要性を証明する書類により、保育の必要量を確認し、認定を行います。必要な場合は勤務先や受託先などに内容を問い合わせることがあります。また、要件を満たさない場合は認定は受けることができません。
■	申込後に保護者の就労状況や家庭状況など、申込内容に変更があった場合には、こども育成課まで速やかに届出ください。
■	保育施設等利用申込は毎年度ごとに届出が必要です。在園児についても**保護者の保育の必要性や必要量の状況により継続して利用することができない場合があります**。
■	認可保育所・認定こども園の定員を超えて申込みがある場合は、利用調整を行います。**利用調整の結果によっては、保留（待機）となることもあります。**

○保護者負担金について

■	保護者負担金（以下：利用料）は、世帯情報と世帯の市町村民税所得割額の合計により決定します。 令和６年４月～令和６年８月分利用料は令和５年度課税額、令和６年９月～令和７年３月分利用料は令和６年度課税額が基準となり、年度内で利用料の見直しがあります。 **未申告や書類未提出などにより課税の状況が確認できない場合は、利用料を最高額（副食費の徴収）で決定します。**
■	利用料算定のため、市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報（住民基本台帳・児童扶養手当・生活保護等の台帳)、個人番号（マイナンバー）について、**町が利用・閲覧（確認）することがあります**。
■	算定基準年度の1月1日時点で篠栗町に住民票がない場合、住民票のあった市町村に課税情報を確認する必要があります。ご提出いただく個人番号（マイナンバー）を利用して篠栗町で確認しますが、取得したデータで利用料の算定ができない場合、**申請者本人に算定基準年度の市町村民税課税証明書を直接提出いただきます。**
■	修正申告等により課税額に変更があった場合には、こども育成課まで速やかに届出ください。
■	認可保育所の利用料は篠栗町が徴収します。**毎月末（土・日・祭日の場合は翌営業日）**に指定口座から引落させていただきます。
■	認可保育所の**利用料を滞納**すると、督促状や催告書の発送、児童手当の特別徴収を行うことがあります。また、年度を超えて利用料の滞納が発生した場合は、**収納課へ徴収事務を移管**し、地方税の滞納処分若しくは裁判所を通じた強制執行の手続き（預金債権や給料債権等を差押え、強制徴収により滞納料金等に換価充当する）の例により、現年分も含めて**利用料の処分**を行うことがあります。

○その他

■	**感染症や災害対策等で認可保育所及び認定こども園を臨時休園することがあります。**

下記の署名をもって、上記すべての事項を確認・承諾し書類を提出します。

令和　　年　　月　　日

申込者記入欄

施設名

児童名

住所　篠栗町

保護者（父）

保護者（母）